

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「特定薬剤管理指導加算1,2」

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220527-1072-2

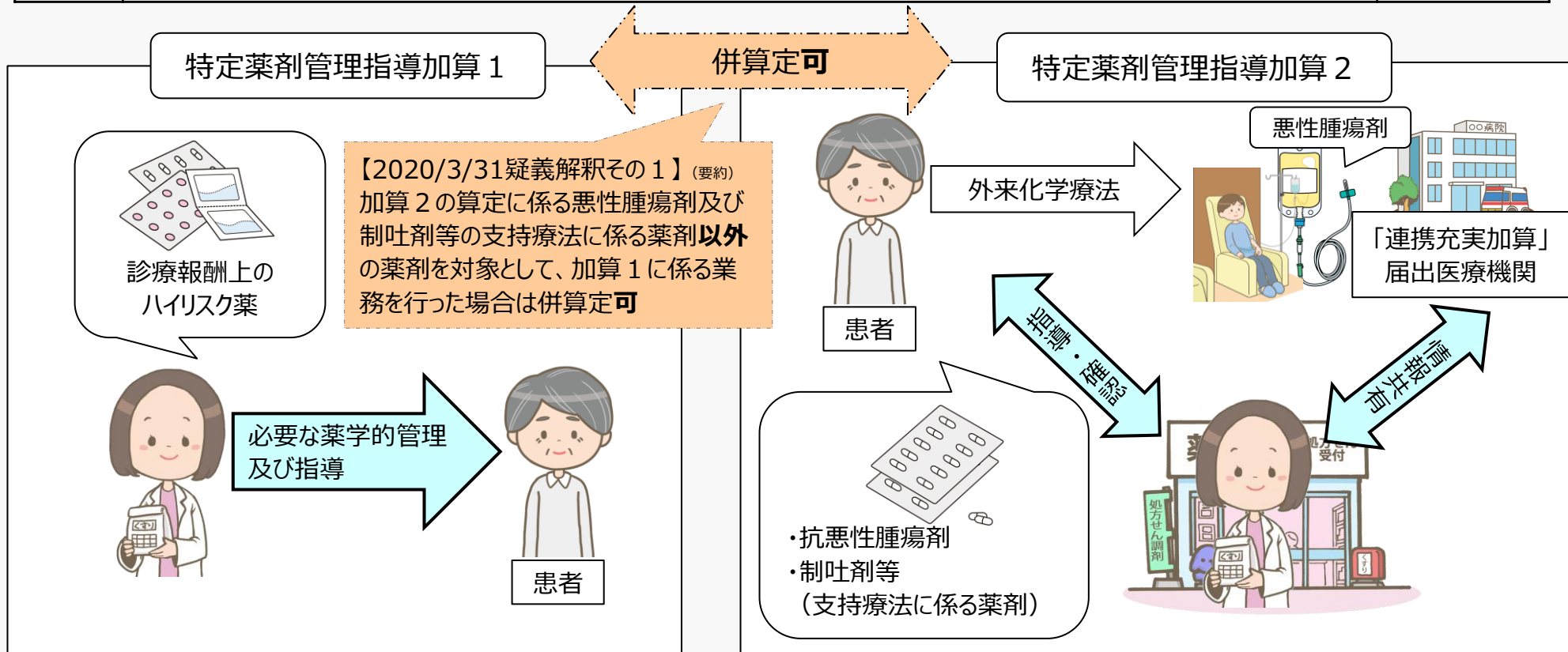
（5月27日改訂）
 ・2022年度改定に合わせて改訂しました

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

10の3注5,6 13の2注3,4 特定薬剤管理指導加算1,2 (服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料)

2022年度改定で変更された内容

算定要件		点数
1	特に安全管理が必要な医薬品を調剤し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合、処方箋受付1回につき (オンライン服薬指導の場合も算定可)	10点
2	医科点数「連携充実加算」届出医療機関において、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対し、抗悪性腫瘍剤等を調剤する薬局の薬剤師が必要な薬学的管理指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合、月1回に限り (オンライン服薬指導の場合も算定可) (要届出)	100点



特に安全管理が必要な医薬品 (診療報酬上のハイリスク薬)

抗悪性腫瘍剤	免疫抑制剤	不整脈用剤	抗てんかん剤
血液凝固阻止剤 (内服薬に限る)	ジギタリス製剤	テオフィリン製剤	カリウム製剤 (注射薬に限る)
精神神経用剤	糖尿病用剤	膵臓ホルモン剤	抗HIV薬

詳細な品目は厚労省HPをご参照ください <https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>

【2016/3/31疑義解釈その1】 (要約)
 「腫瘍用薬」、「不整脈用剤」、「抗てんかん剤」に該当するが他の効能も有する薬剤については、それぞれ、「悪性腫瘍」、「不整脈」、「てんかん」の目的で処方され、必要な指導等を実施した場合に限り算定可能



- ① 当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝える
- ② これまでの指導内容も踏まえて、指導



患者又はその家族等

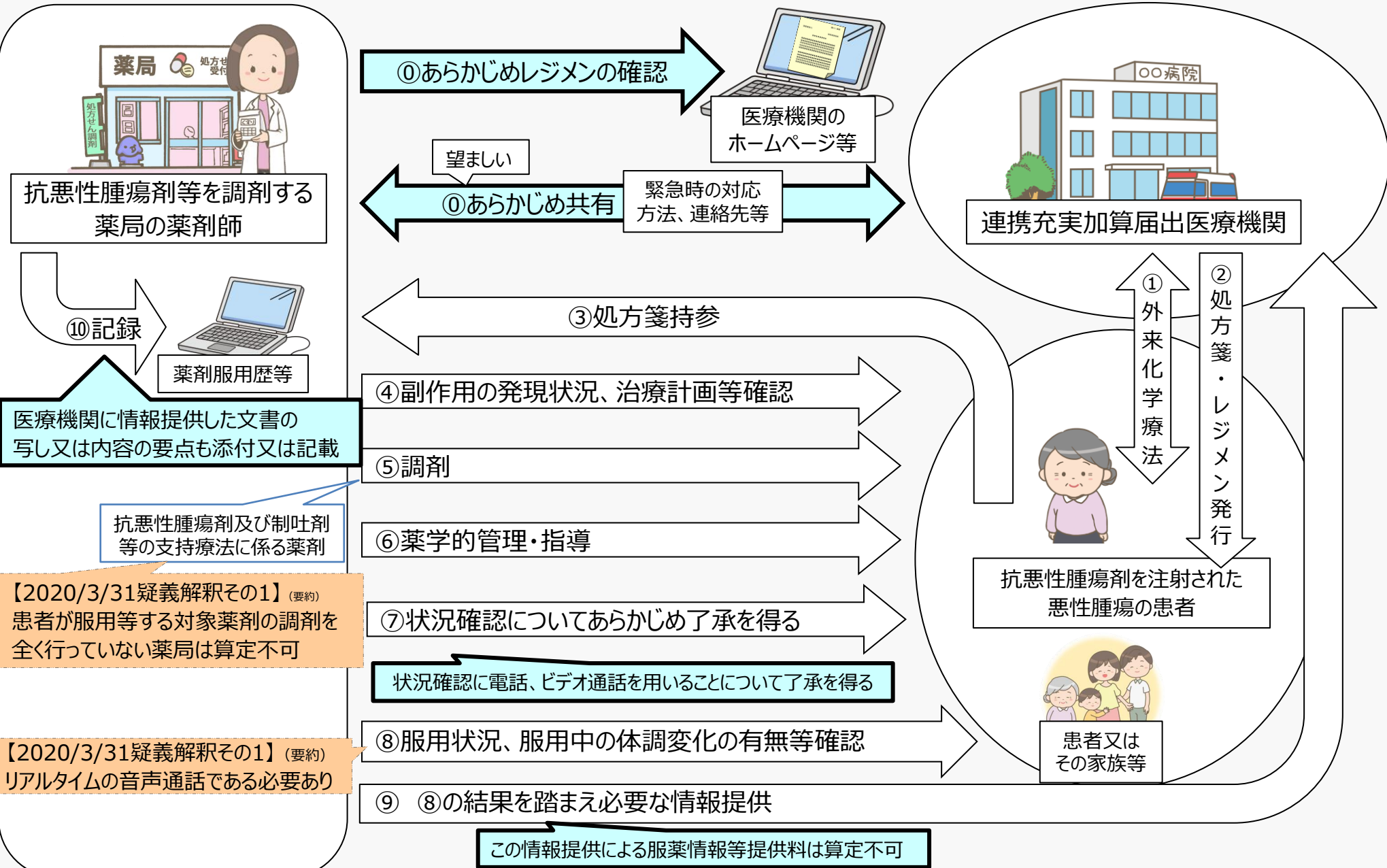
患者等に確認した内容・指導の要点

③ 記録

- ・対象薬剤が複数ある場合は、全てについて、管理・指導を行う
- ・「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」等を参照し、事前に情報を収集することが望ましい
- ・従来と同一の処方内容で加算を継続して算定する場合、特に指導が必要な内容を重点的に行う

薬剤服用歴等

【2010/4/30疑義解釈その3】		○対象	×対象外
免疫抑制剤	副腎皮質ステロイド	・薬効分類245「副腎皮質ホルモン剤」に属する副腎皮質ステロイドの内服薬・注射薬・外用薬	副腎皮質ステロイドの外用薬のうち、 その他の薬効分類に属するもの ・131 眼科用剤 ・132 耳鼻科用剤 ・225 気管支拡張剤 ・264 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤
	関節リウマチの治療に用いられる	・メトトレキサート ・ミゾリビン ・レフルノミド ・インフリキシマブ（遺伝子組換え） ・エタネルセプト（遺伝子組換え） ・アダリムマブ（遺伝子組換え） ・トシリズマブ（遺伝子組換え） ・ゴリムマブ（遺伝子組換え）	・金子オリンゴ酸ナトリウム ・オーラノフィン ・D-ペニシラミン ・サラゾスルファピリジン ・ブシラミン ・ロベンザリットニナトリウム ・アクタリット
	移植における拒絶反応の抑制等に用いられる	・バシリキシマブ（遺伝子組換え） ・ムロモナブ-CD3 ・アザチオプリン ・エベロリムス ・塩酸グスペリムス ・タクロリムス水和物 ・シクロスポリン ・ミコフェノール酸モフェチル	
血液凝固阻止剤	アスピリン	・血液凝固阻止目的で長期間服用する場合	・解熱・鎮痛目的
	血液凝固阻止剤		・イコサペント酸エチル ・塩酸サルポグレラート ・ベラプロストナトリウム ・リマプロストアルファデクス
特に安全管理が必要な医薬品の範囲	腫瘍用薬 不整脈用剤 抗てんかん剤	・それぞれ「悪性腫瘍」「不整脈」「てんかん」目的で使用される薬剤	
抗HIV薬	抗HIV薬	薬効分類625「抗ウイルス剤」に属する医薬品のうち ・HIV感染症 ・HIV-1感染症 ・後天性免疫不全症候群（エイズ） 等の効能効果を有するもの	
精神神経用剤	精神神経用剤	薬効分類117「精神神経用剤」に属する医薬品のみ	・薬効分類112「催眠鎮静剤、抗不安剤」に属する医薬品 ・薬効分類116「抗パーキンソン剤」に属する医薬品



服薬状況確認後の対応

それぞれの場合について必要な対応を実施する



重大な副作用
発現の恐れがある
場合

医療機関へ連絡を指導・受診勧奨等

他の医療機関、
診療科の処方
薬剤に係る情報
を得た場合

①患者の同意取得

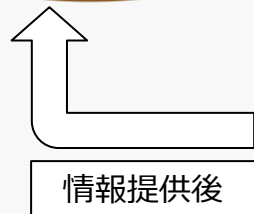
②情報提供

要件を満たせば
服薬情報等提供料を算定可



算定のタイミング

医療機関への情報提供後の次回処方箋持参時に算定



【2020/3/31疑義解釈その1】（要約）
算定する際の処方箋は、どの医療機関の処方箋でも可

算定

次回処方箋持参



[施設基準]

薬剤師要件

保険薬剤師として勤務経験を5年以上有する薬剤師が勤務



病院勤務経験1年以上の場合、1年を上限に含めることが可能

設備

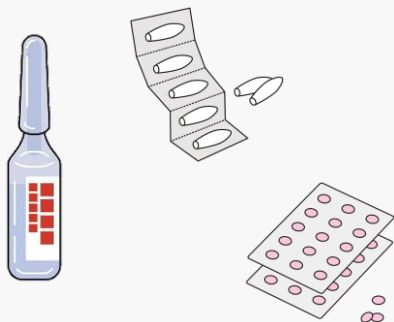
患者のプライバシーに配慮していること

パーティション等で区切られた独立したカウンターを有するなど



免許等

- ・麻薬小売業者の免許取得
- ・必要な指導を行える体制を整備

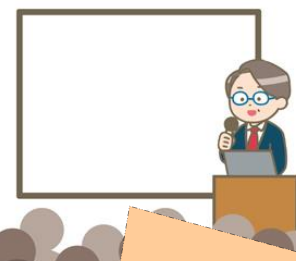


免許証



研修会

医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法にかかる研修会へ参加
（当該薬局に勤務する常勤薬剤師が年1回以上）



同一の研修会に複数名参加しても届出様式には1回と記載します

【2020/3/31疑義解釈その1】（要約）

【新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い】

リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて実施された研修会であれば該当